

(設置)

- 第1 地域の特性や実情に即した在宅医療等の拡充を図るため、関係者間で協議を行う必要がある場合、山形県地域保健医療協議会設置要綱第6に基づき、地域保健医療協議会在宅医療専門部会（以下「在宅医療部会」という。）を設置する。
- 2 二次保健医療圏を細分化した地域で協議検討を進める必要がある場合、二次保健医療圏に複数の在宅医療部会を設置することができる。

(協議事項)

- 第2 在宅医療部会は、次の事項について協議検討する。
- (1) 在宅医療等の拡充に関すること。
- (2) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3 在宅医療部会は、次に掲げる者のうち山形県地域保健医療協議会の会長が指名する委員で構成する。
- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他会長が委員として必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

- 第4 在宅医療部会の部会長は、保健所長が務める。
- 2 部会長は、会務を統括し、在宅医療部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(庶務)

- 第6 在宅医療部会の庶務は、各二次保健医療圏の総合支庁保健福祉環境部において処理する。

(補則)

- 第7 この要領に定めるもののほか、在宅医療部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月29日から施行する。